

菊池市告示第 143 号

菊池市竹粉碎機貸付要綱

令和 5 年 6 月 21 日

菊池市長 江 頭 実

菊池市竹粉碎機貸付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内の竹林整備及び森林環境の保全を図ることを目的として、菊池市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成 17 年条例第 64 号）第 7 条の規定に基づき、市が管理する竹粉碎機（以下「竹粉碎機」という。）の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付け)

第 2 条 竹粉碎機の貸付けを受けることができる者は、市内の自治会及び自主的に組織された団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が適当と認める者は、竹粉碎機の貸付けを受けることができる。

(費用負担)

第 3 条 竹粉碎機の賃付料は、無料とする。

2 竹粉碎機の運搬や稼働に要する一切の費用は、竹粉碎機の貸付けを受けた者の負担とする。

(申請)

第 4 条 竹粉碎機の貸付けを希望する者（以下「申請者」という。）は、貸付日の 1 週間前までに菊池市竹粉碎機貸付申請書兼誓約書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

(貸付けの許可)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で速やかに貸付けの可否を決定し、菊池市竹粉碎機貸付許可（不許可）通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

(貸付期間)

第 6 条 竹粉碎機の貸付期間は、7 日以内とする。

2 貸付日及び返却日は、菊池市の休日を定める条例（平成 17 年条例第 3 号）第 1 条に定める市の休日を除く日とする。

(使用者の厳守事項)

第 7 条 第 5 条の規定による許可を受けて竹粉碎機を使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 竹粉碎機の管理及び使用については、取扱説明書を事前に確認すること。
- (2) 営利目的に使用しないこと。

- (3) 騒音、ごみの散乱等で第三者が迷惑にならないよう環境保全に十分配慮すること。
- (4) 竹粉碎機の処理能力を超える使用を行わないこと。
- (5) 竹粉碎機に異常がある場合は、速やかに市に報告し、その指示に従うこと。
- (6) 市内の竹林等のみに使用すること。
- (7) 市が定める目的以外に使用しないこと。
- (8) 処分又は第三者に転貸若しくは譲渡してはならない。

(竹粉碎機の返却)

第8条 使用者は、竹粉碎機の使用が終了したときは、竹粉碎機の清掃及び点検を行い、燃料を補充した後、速やかに市長に返却するものとする。

- 2 前項の返却の際は、菊池市竹粉碎機使用報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(許可の取消し)

第9条 市長は、使用者がこの要綱に定める事項に違反したとき、又は天災、悪天等により貸付けすべきでないと判断したときは、貸付けの許可を取り消すことができる。

(事故等の届出)

第10条 使用者は、使用者の責めに帰すべき事由により事故が発生し、竹粉碎機を毀損又は亡失若しくは第三者に損害を与えたときは、直ちに菊池市竹粉碎機使用事故報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(損害賠償等)

第11条 使用者は、使用者の責めに帰すべき事由により事故が発生し、竹粉碎機を毀損又は亡失させたときは、市長の指示に従いこれを修理し、又は弁償しなければならない。

- 2 使用者は、使用者の責めに帰すべき事由により、竹粉碎機の使用中に第三者に損害を与えたときは、使用者の責任においてこれを補償しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(費用負担の特例)

- 2 この要綱の施行の日から令和8年3月31日までの間において、竹粉碎機の運搬を市が委託した業者に依頼するときは、第3条第2項の規定にかかわらず、当該運搬費用の2分の1を上限として予算の範囲内において市が負担するものとする。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

菊池市長 様

（申請者）自治会名等：
代表者住所：
代表者氏名：
電話番号：

菊池市竹粉碎機貸付申請書兼誓約書

竹粉碎機を使用したく、菊池市竹粉碎機貸付要綱第 4 条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、この申請書により竹粉碎機の貸付けを受けたときは、裏面の貸付条件を遵守するとともに誓約事項についても自らの責任で誠実に対処することを誓約します。

記

貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで		
使用場所	菊池市		
保管場所			
現場責任者	住 所：		
	氏 名：	電話番号：	
誓約事項	1 竹粉碎機の使用及び管理については、善管注意義務をもって適正に行います。 2 事故等で竹粉碎機を毀損し、又は亡失し、若しくは第三者に損害を与えた場合は、誠意をもって対処します。 3 その他菊池市には一切の迷惑をかけません。		
備 考			

添付書類：使用場所及び保管場所の位置図

(裏面)

竹粉碎機貸付条件

- 1 菊池市竹粉碎機貸付要綱や他の法令に違反することないように使用すること。
- 2 竹粉碎機を市が定める目的以外に使用し、若しくは他人に転貸し、又は譲渡しないこと。
- 3 事故や怪我に備え、使用者において損害保険に加入するよう努めること。
- 4 竹粉碎機の使用に際しては、平坦な場所を選ぶとともに、常に安全に配慮して使用すること。また、動作音、粉碎物等による周辺環境の影響に配慮し、住民からの苦情等がないようにすること。
- 5 竹粉碎機の操作方法を遵守し、慎重かつ丁寧に取り扱うこと。
- 6 竹粉碎機を使用する際は、毎回作業前・作業後に点検を行い、また、作業後は、必ず清掃点検を行い、返却時には菊池市竹粉碎機使用報告書（様式第3号）を提出すること。
- 7 竹粉碎機に故障等の異常が認められたとき、又は毀損や事故が発生したときは、直ちに作業を中止し、市へ報告して指示を受けること。
- 8 竹粉碎機を毀損し、又は亡失したときは、現状に復し、又は弁償すること。
- 9 竹粉碎機の使用により発生した第三者への損害については、使用者がその損害を補償すること。
- 10 竹粉碎機で竹以外のものを粉碎してはならない。また、竹に付着している土石等については、必ず除去してから処理すること。
- 11 竹は既定の直径 18 センチメートル以内のものを 1 本ずつ挿入すること。
- 12 雨天時の使用は粉碎した竹が詰まりやすいため、特に、排出状況を確認しながら使用すること。
- 13 竹粉碎機を走行させる際は、極力平坦地を走行させることとし、傾斜や障害物がある場所を無理に走行させないこと。
- 14 車両への積み降ろしは、後進にて積み込み、前進にて積み降ろすこと。また、輪送する場合は、横転等が起こらないようにロープ等で竹粉碎機を固定すること。
- 15 竹粉碎機の使用に要する燃料費等の費用は、使用者が負担すること。なお、返却の際は、燃料を満杯に補充すること。
- 16 竹粉碎機を返却する際は、市の立会いの上、指定する場所へ返却すること。

様式第 2 号（第 5 条関係）

菊池市指令第 号
 年 月 日

（申請者） 様

菊池市長

菊池市竹粉碎機貸付許可（不許可）通知書

年 月 日付けで申請のあった竹粉碎機の貸付けについては、菊池市竹粉碎機貸付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり決定をしたので通知します。

記

許 可

使用場所	菊池市
貸出期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

不許可

理 由	
--------	--

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

菊池市長

様

(使用者) 自治会等名：

代表者住所：

代表者氏名：

電話番号：

菊池市竹粉碎機使用報告書

竹粉碎機を次のとおり使用したので、菊池市竹粉碎機貸付要綱第8条第2項の規定により報告します。

使用期間	年 月 日 から 年 月 日			
使用日数	日間			
アワーメータ	使用前		使用后	
使用場所	菊池市			
事故発生状況	有 ・ 無			
竹チップ 活用状況	なし・燃料・堆肥・土壌改良材・敷料・防草材 その他（ ）			
その他報告事項				
機械点検項目	点 検 個 所	点検内容		確認欄
	動 力 装 置	正常に作動する		良 ・ 否
	粉 碎 装 置	正常に作動する		良 ・ 否
	走 行 装 置	正常に作動する		良 ・ 否
	本 体 外 観	傷や変形の有無		無 ・ 有
	燃 料	補充状況		済 ・ 未
	清 掃	清掃状況		済 ・ 未
	返却確認日	年 月 日（ ）		

様式第 4 号（第 10 条関係）

年 月 日

菊池市長 様

（使用者）自治会等名：
代表者住所：
代表者氏名：
電話番号：

菊池市竹粉碎機使用事故報告書

竹粉碎機の使用中に事故が発生したので、菊池市竹粉碎機貸付要綱第 10 条の規定により次のとおり報告します。

事故発生日	年 月 日（ ） 時 分（天候 ）	
事故発生場所	菊池市	
事故の発生時の 操作者	住 所：	
	氏 名：	電話番号：
被害の程度	人的	死亡・人、重傷・人、軽傷
	粉碎機	
事故の原因		
事故発生時の 状況		
事故発生時の 措置		

添付書類：事故発生場所位置図、現場状況・毀損個所の分かる写真